

記者発表資料
令和5年7月13日
土木部 港湾課
担当：武内、伊藤
電話：022-211-3210

見積徴収業務に当たっての企業情報の流出について

1 事案の概要

令和5年7月5日、建設コンサルタント企業5社に陸開設計業務の見積書作成の依頼文書を送付した際に、郵送と電子メールの両方で、事業者選定のために使用した内部資料を添付して送ったことにより、依頼先の5社を含む計32社分の企業情報(※)を流出させたことが判明。

※流出した企業情報

- ・過去10年間で全国において陸開設計業務の受注実績がある32社の「受注実績件数」、「実績請負金額」、「履行中件数」、「今年度受注件数」、及び「前年度受注件数」

2 対応状況

7月5日の夕方、電子メール等を送った担当者の上司が電子メールの内容を確認し、情報流出を発見後、以下の対応を実施。

- (1) 見積依頼業者5社に対して、直ちに電子メールの破棄を電話で依頼。また、7日には5社を訪問の上、同日郵送された見積依頼文書を回収するとともに、改めて電子メールの削除を確認。
- (2) 見積徴収業務は、依頼された業者がお互いを認識し得る状況であることを踏まえ、業務自体を中止。
- (3) 上記5社を含む情報流出した全32社に対して、流出した受注実績の内容について、直接説明し謝罪。

3 被害状況等

現在まで、本件に係る被害や苦情等は報告されていない。

4 原因

公文書を送付する際には、起案文書と実際に送付する文書とで相違がないか確認する照合作業を文書作成職員以外の者が行うことになっているが、その作業を怠ったことにより、担当者の誤りを見逃す結果となったもの。

また、電子メールを外部に送信する際にも、複数人数で確認を行うことになっているが、本件では、担当者が他の職員の確認を受けずに直接送付したもの。

いずれも、複数職員による確認が適切に行われていれば防げた事案である。

5 再発防止策

- ① 受注情報等の内部書類（機密資料）の適正な管理の徹底
- ② 公文書送付時の文書作成職員以外の者による照合作業の徹底
- ③ 電子メールを送信する場合の複数職員による確認の徹底